

令和 6 年
第 2 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 2 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 2 月 2 6 日（月）午後 3 時

会場 2 0 5 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和6年第2回立川市農業委員会総会

令和6年2月26日（月）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番		12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番	橋 本 良 子 君	14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日はまたお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。また、先日の農業者大会には大変御苦労さまでございました。また、あさって、農業委員会と振興会議の合同の視察研修がございましたので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

いよいよ来月はもうすぐ3月になりまして、私たち農業者としましてもこれから非常に忙しい時期になりますけれども、これからも引き続き御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和6年度第2回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は17番の岡部委員、あと2番の嶋田職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が2件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに、報告事項(1)事務報告を行います。恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

1月26日(金)、北多摩西部地区農業委員会検討会が開催されまして、会長と職務代理、事務局が参加をいたしました。

2月5日(月)、北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式が開催されまして、内野委員と会長、次長が参加をい

たしました。

2月7日（水）、東京都農業会議の理事会・常設審議委員会が開催されまして、会長が出席をされました。

2月8日（木）、都内における田園住居地域と都市計画線引き勉強会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

2月15日（木）、第65回東京都農業委員会・農業者大会が開催されまして、農業委員、事務局が参加をいたしました。

2月19日（月）、農業だよりの取材で都市農地貸借円滑化法の事例につきまして、貸借の双方の方の取材に広報担当と事務局が伺ったものでございます。

委員会といたしましては、2月14日（水）に2月の総会に向けた現地調査を、26日（月）午後3時より第2回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。また、2月15日（木）、農業者大会後に顕彰事業受賞者祝賀会をホテルエミシア東京立川で開催をいたしました。

明日以降でございます。

2月28日（水）、立川市農業委員会・立川農業振興会議合同視察研修を行いまして、農業委員と事務局が参加予定でございます。

3月8日（金）、主任職員協議会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

3月13日（水）、農業委員会サポートシステムの操作等に関する説明会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

3月18日（月）、東京都農業会議の通常総会・常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席される予定となっております。

委員会といたしまして、3月15日（金）に3月の総会に向けた現地調査を、25日（月）午後2時より第3回総会終了後、全員協議会を開催いたします。

なお、2月19日に行いました農業だよりの取材について、後ほど全員協議会後に意見交換などの時間を設ける予定でございます。

まして、担当された委員には一言御感想などを頂戴できればというふうに思っております。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出２件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は西砂町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２４４㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は栄町２丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２４１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出５件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は一番町１丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地及び道路。面積は８１㎡。転用目的は住宅用地及び道路用地でございます。

２件目。農地の所在は柏町２丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑及び雑種地。面積は１，３７０㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目。農地の所在は一番町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２，５６５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目。農地の所在は若葉町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２４４㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目でございます。農地の所在は柏町 4 丁目の 3 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地及び公衆用道路。面積は 3 5 1 . 7 2 m²。転用目的は住宅用地及び道路用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了でございます。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、2 件を議題に呈します。

本日は複数ございますので、1 件ごとに説明と申請者への意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第 1 号の 1 について説明をお願いいたします。

局長 事務局長より御審議の御提案でございます。

本日は、議案 1 号について 2 件ございますので、1 件ずつ御説明を申し上げます。

議案第 1 号の 1、特例農地は羽衣町 3 丁目の 1 筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、清水委員、宿谷委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、国分寺市境にほど近い農地で、畑の西側は一部白菜を生産しているほかは、春の作付に向けて耕うんをしておりました。東側は、梅が植わっていましたが、今後、抜根してレモンに転換する予定とのことでございます。肥培管理はおおむね良好でございましたが、剪定枝や古い資材がございました。転換する際に処分する予定との回答がございました。現在、抜根等について業者に見積り依頼中とのことでございまして、決定後、事務局に御連絡をいただき、片づけが済んだ時点で確認をする予定となっております。

境界につきましては、東側でくぼんだ箇所はもともと宅地だったところで、現況は畑となっております。畑全体は道路と宅地に囲われた箇所にあるため、基本的に境界には問題ないのですが、西と東側の道路について道路境界が不明確な箇所がございました。申請者の方から市道か、私道か不明なので、調べてもらえないか依頼がございまして、事務局で道路課に確認しましたところ、私道ということでした。所有者には、市道ではないため、境界石の設置は所有者がしていただく必要があることをお伝えしたところでございます。

議案第1号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明をまず初めに、清水委員、お願いいたします。

15番 略図の1ですが、この畑なんですが、この畑に向かって右側です。先ほど事務局が言われていましたように、右側半分近くが木が植わっていました。そちらのほうは、抜根してレモンを植える予定ということで、現在業者に見積りを取るということで調整中とのことでした。その右側の部分ですが、そちらのほうはきれいに耕作されており、今後、何か作物を作付する予定とのことでした。

境界石に関しましては、右側の部分に関しては、それぞれに境界石が確認できたのですが、左側と上の部分ですが、そちらのほう、先ほど私道に面しているというところですが、そこは境界石が確認できませんでしたので、後日確認していただくということで回答待ちとなっております。

右のちよっとくぼんだところは、先ほど事務局も説明があったように、隣の敷地も申請者の土地ということで、駐車場が一部ここに食い込んでいるということで、白くなっている部分は隣の部分の駐車場であったということで、現況は畑になっていました。境界石に関してまだ分かりませんので、それ以外のことに関しては特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、宿谷委員、お願いします。

7 番 今、清水委員が言われたとおりでありまして、あと追加というか、足すとなれば、あと小さい小屋が2つぐらいありまして、それも撤去していただくと。本来ならば、伐採、抜根して畑の状態では見たかったですけれども、業者とまだ見積りの段階だということで、あと剪定した枝なんかもまだ積んでありましたので、きれいになったらまた確認をしなきゃいけないのかなと思います。

また、ここは風当たりがちょうどよくてレモンがよく育つみたいで、1本の木に100個以上なるなんて言っていましたけれども、そういうものを作りたいという意味があったので、これから頑張ってもらいたいなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、宿谷委員さんがおっしゃったとおりです。畑の部分はよく耕作されていまして、青柳の西友のところに直売所があるということでして、この方は国立の方で、立川に本当は直売所を作りたいのが、残念だとおっしゃっていました。抜根して、将来レモンを植えたい部分ですけれども、今、宿谷委員さんがおっしゃったように、大変日当たりのいいところですので、とても意欲を持っておられました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11 番 皆様がおっしゃるとおりでございます、まだ木が生えているというところがありました。私のメモによると、大きな桜が2本と、それから小さなものも入れると全部で7本ぐらいあって、本当に抜根するのかというところがすごく不安なところではあるんですけれども、見積りを取っているところということ

だったので、見積りがすごく高かったらどうするんですかという質問をしたんですけれども、それでもやりますというところでしたので、やってくださるのではないかと思います。

その後、レモンをというお話がございましたが、その方のほかの農地で既にレモンを作っていらっしゃるそうなので、そこから苗木も持ってくるというところで、現実的なお話ではあったのではないかとはおっしゃいますので、その抜根が確認さえできればよろしいのではないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから説明させていただきます。

各委員さんのほうから今説明がありましたとおりでございます。今、岩崎委員からもお話があったように、まだ抜根していない、その状態で適格者証明を出していいのかというのも1つ問題かと思いますが、ちょっとやはり見積りを取るのが遅かったということで、以前に1回取ってあって、そのときは値段が高かったということもあったかと思います。なので、またここで見積りを取り直しということで、必ず取っていただくという約束をしておりますので、後日、事務局とで確認を取っていただくということでございます。また、この後、もし委員さんの中で、御質問等がありましたら、申請者に直接質問をしていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からは以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認を行いたいと思いますので、申請者を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます

ました。

申請人 ありがとうございます。

議長 これからいろいろと御質問等がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

申請人には、相続税の猶予制度について十分御理解していただいているかと思います。本総会において改めて意思確認をさせていただきますので、お願いいたします。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用副部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに、岡部農業経営部会長、よろしくお願いします。

17番 こんにちは。今日は大変お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。幾つか質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、僅かな業種しか適用されない特別な制度であります。この制度を申請された農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられます。そのような場合で、農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ、農業経営の継続は難しくなることが予想されます。

そこで、確認をさせていただきます。

申請者自ら、生涯にわたって農業経営を継続していく意思がおりでしょうか。

もう一つが、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。

以上 2 点をお伺いしたいと思います。

申請人 私は、平成 10 年に父が亡くなりまして、そのとき勤めをしておりました。その際に、母と妹と 3 人で農業を、そのときから約 25 年以上続けてまいりました。今後も農業に関しては、肥培管理をきちっとしながら、農業経営を続けていくつもりです。また、今回母が亡くなりまして、相続ということになりましたけれども、それまで妹もずっと手伝ってもらっていますので、今も農業の手伝いを続けていってもらっています。また、おいっ子のほうも休日とかに農業のほうを手伝ってもらっているような形で、そして、協力しながら、今後うちの農業をやっているというように話をしております。

以上です。

17 番 では、ひとつよろしくお願いします。頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野土地利用副部長、お願いします。

4 番 こんにちは。本日はお忙しい中お越しいただきありがとうございます。ちょっと質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

相続税納税猶予制度は、一定の条件を満たし続けている間は相続を免除されるといった制度であり、農業、その他、数種の相続税のみに適用される特例措置です。当市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

特例の対象農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営の一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税

を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わってくるか、お考えをお聞かせください。

申請人 今お話がありましたように、相続税における納税猶予制度というのは、都市の農業を継続していくには、それがなければ非常に困難だというのは承知しております。また、今おっしゃっていたように、きちっと農地を、今回制度が変わって、貸すことができるというような形になってはいますが、それでも、きちっと農業経営に一定の関与をしていかなくちゃいけない、そういう計画をしなくちゃいけないという部分もあります。それも承知はしていますが、私自身は今のところ、そういう農地を貸すというような考えは持っておりません。まずは自分で肥培管理して、その農地で安全安心な農作物を栽培してお客様に売るという形で維持していきたいなと今は考えております。

4 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的とし、猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。十分お体に気をつけて、これからも新鮮な野菜を作り続けてください。

本日はどうもありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

清水委員、お願いします。

15 番 こんにちは。先日はありがとうございました。現地調査に行った者なんですけれども、当日、現況のほうを確認して、木があったところ、あそこは抜根して畑にすることですが、その今見積りを取っているところということでしたので、その見積りの進捗状況だとか、あと私道に面している部分、線路

側と創価学会側のほうの境のほうがちよっとはっきりしていませんでしたが、その辺の境の確認とかはどうでしょうか。

申請人 植木というか、桃とかの木が植わっているところ、その見積りに関しては、この間、また業者と話をして、業者は、その業者からまた頼んでいるみたいなので、その頼んだところがもうちょっと安くなるだろうということで、別にこっちは安くしてくれと頼んではいないんですけれども、気を利かせてくれて、今その見積りのほうを調整しているところです。ですから、それは確実にあそこを抜根して、お話しさせていただいたように、レモンの木を植えてそこを果樹園にしようと思っています。

先ほど言っていたまだ確定していない点ですけれども、それは、それが終わってから、少し間を空けて、相続が一通り終わった段階で、今、一応測量士さんのほうは知っているところがあるので、この相続が落ち着いたら、改めてそこをお願いしようかなと考えています。

1 5 番 境は大変大事なところですので、相続に関しても、測量とかはやらないですか。測ったりとかはしないですか。その辺のところは大丈夫ですか。

申請人 今のそこを売るというあれがないので、取りあえずはそれでいこうかなと思っています。ただ、将来のことを考えれば、もうそこはきちっと敷地は確定したい、境界は確定したいと思っていますので、それは今後、売るとか売らないとか関係なく、ちょっと時期を見て、測量をかけて、相手もいますので、そこで確定はしたいと思っています。

議長 そのほかに御質問はありますか。

1 1 番 申請者さんの質問の前になんですけれども、この制度の利用をするときに、境界が確定されていない段階での適用ができるんですか。

議長 境界石がしっかり入っていないので、それでも適格証明を出してもいいのかという質問ですか。

1 1 番 そうですね。要は境界が分かっていないということは、対象農地が分かっていないということかと思うんです。実測と数

字が違ふとかいうのは分かるんですけども、境界石が入っていないと、どこまでがこの対象農地なのかというところが曖昧なままの申請となるということでしょうか。

議長 ちよつと事務局、その辺、よろしいですか。

申請人にちよつと聞きたいんですけども、農地全体はもう確実に測量はしてあるんですか、そこの受けるところは。

申請人 要は登記はそこになっているわけですよ、登記上は。だから、それは相続でもその登記は通っていますし、それ自体は問題はないと思うんですよ。あくまでもそれは売買の上でのあれですから、登記がそこでもう、当然国もそこで認めて、そこで税金を取っていますから、それは私の立場からすれば、問題はないというふうに考えています。

1 1 番 では、境界は分かっている、その実測面積を、売買となったら、実測はしないと金額が変わってきちゃうんですけども、境界は分かっているというふうに理解すればいいということですか。今のお話は、売買となったら、面積はそれは正確に取るであろうけれども、今段階で、その細かい測量は行っていないが、境界ははっきりしているから申請したという理解でよろしいのでしょうか。

議長 ただ、市の周りも道路になっていますよね、境界のところは。

係長 南側は。ほか、渡って私道です。西と北側で。

2 番 ただ、申請上は、確定までは、生産緑地もそうですけれども、登記簿で税務関係はいくと思うですよ。所在ということになると、当然、現地のほうの確認というのは必要にはなるとは思うんですけども、明確になっているほうが、石が入っているほうがよりいいんでしょうけれども。

1 1 番 そうですよ。ちよつと混乱していますが、先ほど申請者様から御説明があった今後売買するとなったら云々という話と、今回の申請との関係が私はよく分からなくなっちゃっているんで、ちよつと混乱しているんですけども、境界は分かっているという理解でいいんでしょうかね。

議長 境界は確かに分かっているということなので、それで、確か

に岩崎委員が言うのも1つあるんです。石がなければどこからというのは分からないから、それでもいいのかということですよ。ね。一番はね。

1 1 番　そうです。どこが対象なのか分からないということです。

議長　そういうことですよ。なので、現況は周りがもう道路になっていますので、そのところは後日入れていただけるということなので、まして、土地に隣接している農地とか宅地があるわけではないので、問題はないのかなとは私は思うんですけれども。

1 1 番　分かりました。対象となる農地が分かっているということであればいいのではないかと思います。

議長　そのほかはよろしいでしょうか。

それと、私のほうから1点お願いというか、本来、抜根する際は、調査に伺う前に、事前に抜根しておいていただくというのは、現地でも私はお話ししたかと思うんです。それが本来なんです。なので、確かに見積りを今取っている最中ということですが、これはもしかしたら、本当にやっているかどうかというのは不明確な点もありますね、後日というのは。なので、本来でしたら、事前にやって、それで現地確認というのが本来のあるべき姿だと思いますので、これは確実にでしたら、いつ確実にやるという日にちぐらい本来教えていただきたかったところだったんですけれども。

申請人　それは申し訳なかったです。それは本当だったら、その日にちまで含めてだったんですけれども、今、確実にやるのは確定はしているんですけれども、やってもらうことにはなっていないんですけれども、今その部分の調整をしてもらって、こっちが頼んでいるわけじゃないんですけれども、向こうのほうでもうちよっと安くできるかどうかを調整していると言われちゃったものですから、日にちのほうは、ただ、確実にそれはやりますので、それでやった時点で、またこちらに、農業委員会のほうなり、市のほうに報告はさせていただきますので。

議長　分かりました。

そのほかよろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないので、あと私のほうから 1 点だけ、ちょっと申請者をお願い等がございます。

今回、この猶予を受けましたら、3 年後に調査にまた伺いますので、その際はまた立ち会っていただいて、お願いしたいと思います。また今後、肥培管理のほうも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それで、お帰りにになりましたら、今日こちらの封筒に、先ほどの両部会長から御質問があった内容が書いてありますので、御家族等、妹さんにも見ていただいて、猶予制度というものはこういうものですよということを再度確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

いろいろ御質問させていただきまして、答えていただきましてありがとうございます。これで終わりたいと思います。今日はありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号の 1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第 1 号の 2 について、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 1 号の 2、特例農地は西砂町 1 丁目の 1 筆となります。

現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、川野委員、森谷委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図 2 を御覧ください。略図 2 は、西部連絡所の南、五日市街道沿いに広がる農地で、今後の作付に向けて耕うんされておりました。今後の作付は、畑の北側を野菜のほかハウスで苗を、南側はミカン生産を計画しているとのことでございました。肥

培管理は良好で、境界は全て確認できたものでございます。

なお、筆の一番北でございますが、御自宅の庭として御利用されているとのことでございます。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を初めに、川野委員、お願いします。

16番 確認させていただきました。事務局のほうから御説明があったとおり、境界も入っていましたし、時期的なものではないんですけども、特に作物が作付されているわけではなかったんですが、きれいに耕うんされておりましたので、特に問題ないかなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9番 先日、確認調査に行っていました。川野委員もおっしゃったとおり、きれいに管理されていました。それと、これから果樹と野菜を作っていかれるそうで、野菜は自宅のほうで販売される予定と伺ってありました。土日は、申請者の息子さんがお手伝いをしてくれて、平日のほうは申請者と息子さんのお嫁さんが肥培管理とかをされると伺いました。皆さん一緒に一生懸命やられているので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 今、森谷委員さんがおっしゃったとおりです。近くに息子さんが住んでいらっしゃるので、大変頼りになるというお話でした。特に問題はありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 問題ないと思います。息子さんも手伝ってもらいながら、自

家用と庭先販売でやっていくということでございましたので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから説明します。

各委員さんから言われたとおり、作付を非常にきれいにしておりまして、この方は昔からすごくきれいにされている方でございます。それで、ミカン等を植えるということでございますので、何年かは恐らく育成期間があるので、ちょっとこれを販売というのは難しいのかなと思いますが、今後、家の近くで販売をされる予定ということでございました。ということで、この方について、私からも問題はないと思われます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件で何か御質問等がありましたら、お願いします。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 今日はお忙しい中ありがとうございます。また、先日はありがとうございます。

それでは、申請人には相続税の納税猶予制度について十分に御理解しているかと思います。本総会について改めて意思確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用副部会長の順に質問をいたしますので、よろしくお願いします。

それでは、初めに、岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 こんにちは。今日はお時間をつくっていただきましてありがとうございます。

では、質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、僅かな業種にしか適用されない特別な制度であります。この制度を申請された農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認をさせていただきます。

1点目が、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思がおりでしょうか。

2点目は、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援などを受けられるでしょうか、お答えをお願いいたします。

申請人 母が今回の納税猶予を受けるということなんですけれども、母の指導の下、私と私の妻と3人で農業のほうをこれから行っていこうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

17番 今までもずっとやってきたということなので、お体に気を付けて頑張ってくださいと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野土地利用副部長、お願いします。

4番 本日はお忙しい中お越しいただきありがとうございます。

相続税納税猶予制度は、一定の条件を満たし続けている間は納税を免除されるといった制度であり、農業、その他数種の相続税のみに適用される特例措置です。当市をはじめ農業委員会は、この制度が存続されるよう、様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、こ

の制度を維持することはできなくなります。

特例の対象農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営の一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 先ほど言ったように、母と共に農業のほうを携わっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

これからだんだん暖かくなると畑のほうも忙しくなると思いますが、どうぞお体には十分お気をつけください。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人の方をお願い等がございます。

ただいま両部会長からのいろいろ御質問に答えていただきました。相続税は、さっき言ったように、猶予制度、国の制度でございますので、3年に1回は今後調査

に伺いますので、そのときには立ち会っていただくことになります。それで、肥培管理のほうも、ただ農地をきれいにしているだけじゃなく、やはりきれいにして作物を作り、販売までしていただくということでございますので、また、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、お帰りになりましたら、ただいま両部会長からいろいろ御質問があった内容はこの封筒の中に入っておりますので、再度こちらの御確認をいただいて、また、今後とも農業経営を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日は、本当にお忙しい中、ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号の 2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 件議題に呈します。

本日は複数でございますので、1 件ごとに説明を行いたいと思います。ただし、議案第 2 号の 2 は、契約の延長でありますので、特段契約内容に変更点はないため、申請人への質問などは省略させていただきます。

それでは、事務局より議案第 2 号の 1 について説明をお願いします。

局長 議案第 2 号につきましても、今、会長からお話ございました 2 件でございますので、1 件ずつ御説明申し上げます。

議案第 2 号の 1、現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、川野委員、森谷委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明申し上げます。

農地の譲渡し人及び譲受人の住所、氏名につきましては記載

のとおりでございます。

今回許可を受けようとする申請農地は西砂町1丁目の2筆となります。

略図1を御覧いただきたいと思います。西武立川駅の北西に広がる農地で、ハウスが2棟建っておりました。西側のハウスは利用できる状態でしたが、東側のハウスは、今後、取壊しの予定とのことでもございました。また、水道が通じておりましたが、今後、現所有者が撤去をし、新たに御自身で設置する予定とのことでもございます。今後の生産は枝豆などを計画してございまして、販路も市内及び隣接市のスーパーなどを確保しているということでもございます。

農地の権利移転につきましては、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列挙されております。まず1、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合、2つ目、農業従事者が農作業に年間150日以上、常時従事することが認められない場合、3つ目、農地の集団化、農作業の効率化等、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合、以上の要件を全て満たすと認められる場合、農地の権利移転の許可を受けることができるということでもございます。

許可要件の1、全部効率利用要件、農地について効率的に利用し、耕作が可能かどうかの判断ですが、現在御本人以外の世帯員も農業に従事されておりました、また、現地調査の際にトラクター等も確認済みで、労働力及び器具についても問題ないと考えられております。

許可要件の2、農作業常時従事要件でございますが、譲受人及び妻、子供、200日以上従事されておりますので、要件を満たしているものと考えております。

許可要件3、地域との調和要件でございますが、現在、隣接地で耕作、営農されておりました、地域での関係性も良好であることから、要件として問題はないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第3条第2項に規定す

る許可をすることができないものではないと考えているところでございます。

議案第2号の1につきましては以上でございます。

議長 ありがとうございます。

調査を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を初めに、河野委員、お願いします。

14番 それでは、報告させていただきます。

現地確認しましたところ、事務局から先ほど御説明があったとおり、現状2棟ハウスがあるんですが、1棟はビニールが張られておりまして、そのまますぐに使える状態なんですけれども、もう1棟のほう、大分経年劣化で部材のほうが大分サビが出ておりますので、撤去して、露地作としてその後は使用していきたいというところで御説明がありました。既に野菜等についても生産しておりますので、機械等もそろっておりますので、生産については特に問題ないかなと思っております。

また、南側の農地なんですけれども、所有者、申請者の所有農地になっていきますので、引き続き一団として利用が可能になっていくのかなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9番 先日、見せていただきまして、事務局さんと川野さんの言われたとおり、別に付け足すこともないので、別に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 同じく何も問題はないと思います。出荷先がきちんと管理されているのは感心しました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 結論として問題ないと思います。皆様がおっしゃられたと

おりでございますし、隣接地の農地もお持ちということですので、都市農業の中で農地の集約化ができていくという素晴らしいことだと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告します。

この方は、非常に一生懸命やっている方なので、問題はないかと思います。それで、先ほど言われたように、もう1棟のハウスは壊して新しく建ててということで、もう何といたっても自宅の隣なので、自分のところからまた水道も引くということで、そこまで予定してありますので、何の問題もないと思われます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問、確認等がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問はないと認め、許可を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。また、先日は調査に御協力いただきましてありがとうございます。

申請人には、農地法第3条の規定による申請について十分御理解を得ていると思いますが、申請農地につきましては、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、嶋田職務代理から質問をお願いします。

2 番 本日はお忙しい中お時間を取っていただきましてありがとうございます。

早速ですけれども、農地法第3条の許可について幾つかの要件がございます。経営農地について、効率的に利用し、耕作することや、その事業に必要な機械の所有状況などを確認いたし

ます。そこで、現地調査の際にも確認をさせていただきましたけれども、本日改めて2点ほど質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、今回権利を取得される農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画についてのお考えをお聞かせください。

2つ目に、農地に必要な常時従事者の確保などについて、どのようにお考えなのかをこの場でお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

申請人 私のところは、養鶏場と畑と両方をやっているものですから、私のほうが主に作物を作っています。娘夫婦のほうは主に養鶏場のほうをやっているんですけれども、それをずっと続けていきたいと思っています。作物は、これから買ったところは一応枝豆を作ろうかと予定しております。

2 番 ありがとうございます。

先日、現地調査のほうで担当委員のほうが、機械の確認ですか、いろいろとさせていただいておりますので、今後もお体には十分注意して、肥培管理のほうをしていただいて、よりいいものをたくさん作っていただいて、経営のほうをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日はありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 では、ほかの委員さんから御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 ないようでしたら、私のほうから、もう何も言うことは本当はないんですけれども、とにかく伊藤さんも養鶏でも一生懸命やっているし、今度は、前回も農地を購入されて、またこちらでも購入されているということで、とにかく今後、肥培管理のほうをお願いします。

それでは、ぜひ今後とも家族で御協力していただいて、耕作に励んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案の第2号の1、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。

続いて、議案第2号の2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第2号の2、現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、高杉委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明申し上げます。

議案第2号の2、貸付人、借受人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

この農地は、以前より同じ貸借人でございます。それによりまして契約されてきた農地でございます。貸借の継続となります。今回許可を受けようとする申請農地は、栄町2丁目の2筆となります。

略図2を御覧いただきたいと思います。この農地は南砂小学校の北側にある宅地化農地で、使用貸借による権利設定の申請を行ったものでございます。ネギや大根を生産してございまして、肥培管理は良好でございました。

農地の権利設定につきましては、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列举されております。要件につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、要件名のみとさせていただきます。1、全部効率利用要件、2、常時従事要件、3、地域との調和要件、以上の要件を全て満たすと認められる場合、農地の権利設定の許可を受けることができるということでございます。

許可要件1、全部効率利用要件、農地について効率的に利用

して耕作が可能かどうかの判断でございますが、現在、御本人以外の世帯員も農業に従事されておりまして、また、トラクター等も確認済みで、労働力及び機具についても問題ないと考えられます。

許可要件２、農作業常時従事要件でございますが、譲受人は年間２００日、妻が１５０日、子が２５０日以上従事されておりますので、要件を満たしているものと考えております。

許可要件３、地域との調和要件でございますが、現在、隣接地で耕作、営農されておりまして、地域での関係性も良好であることから、要件として問題はないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は農地法第３条第２項に規定する許可をすることができないものではないと考えております。

議案第２号の２は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

調査を担当された委員さんから補足説明をお願いします。

まず初めに、横幕委員、お願いします。

８番 ただいま事務局の報告どおり、何も問題はないと思いました。きれいに管理されていて、本当に感心しました。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

１１番 問題ないものと思います。借受人に現地でお聞きしたところ、しっかりと農業委員会にはこういう手続があるんだからといってちゃんと説明して、それで貸付手続に、前回も含めて至っているというところですので、そういった姿勢も非常にすばらしく、問題ないものと考えております。

議長 ありがとうございます。

本日、地元の農業委員さんが欠席なので、私のほうから代わって報告させていただきます。

この方はもう３年前にこの農地を借り受けていて、今回は継続ということでございます。もう全体的に非常にきれいに耕作もされて、問題ないと思われ、問題ないです。

ただ、私ちょっと勘違いしたのは、草が生えているところが結構あったのは、ここはと言ったら、ここは借りていないとこ

だと言われて、よく見なくちゃいけないなと思って、なので、借りているところは全てきれいにということで、問題ないと思われれます。ただし、この農地は、先ほど説明がありましたように、宅地化農地というのがちょっと問題があるということでございますので、いつ返してくれと言われる可能性もあるということで、もう１点は、地元農業委員さん等も話したんですけれども、せっかくのこれだけの農地なので、宅地化農地じゃなく、生産緑地登録でも少しでもいいから宅地化農地から生産緑地登録をしたら、いかがでしょうかということを勧めてもらうというようなことを地元農業委員さんにも伝えておきましたということで、問題はないと思います。

ただいまの説明がありました件について、何か御質問、確認がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、議案の第２号の２、農地法第３条規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。

次に、議案の第３号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、５件を議題といたします。なお、第３号議案のうち、委員の世帯に係る案件がありますので、当該案件の間、一旦退室をお願いいたします。その後、改めて入室をお願いします。

それでは、議案第３号の１について、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第３号の１、農地相続人等住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、鈴木会長、鴻池委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図 1－1 を御覧ください。略図 1－1 は、残堀川の東、西武拝島線の北に広がる農地で、春以降の作付のために耕うんされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。西側の旧残堀川との境界に雑木が生えてございまして、管理主体は立川市なので、剪定や抜根などの管理をするよう事務局から伝えてほしいと依頼があったものでございます。後日、管理は道路課であることを確認し、道路課担当者へ伝えたものでございますが、詳細は申請者御本人からお聞きをしたいとのことでございましたので、申請者には担当者に話していただくようお願いを申し上げたところでございます。

略図 1－2 を御覧ください。略図 1－2 は天王橋の東、玉川上水路の北に広がる農地で、タマネギや大根を生産されており、畑の端にはウド室がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できたものでございます。

議案第 3 号の 1 につきましては以上でございます。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

なお、今回の中立委員は、横幕委員と岩崎委員が担当でございます。

それでは、まず初めに、鴻池委員、お願いします。

10 番 もう主に事務局が説明されたとおりで、畑の肥培管理は良好です。御本人が一番気にしていたのは、事務局からもお話があった、川の管理、川の流域というか、その管理をちゃんとしてほしいということでしたので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、鴻池委員さんがおっしゃいました川の管理、それから境界の木を切りたいんだけど、できない。そういった管理することについて、もう今回だけでなく、前から言っているんだけど、少しも改善のあれがないということでしたので、

とてもお気の毒だと思います。立川市が管理しているのであれば、きちっと話ができるといいなと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 肥培管理など全く問題がなく、また新しい機械なども導入されてやっていらっしゃるところでございましたので、問題なく認めていいのではないかと思います。

議長 ありがとうございました。

私のほうから1点事務局に質問をさせてください。先ほど各委員から説明がありました旧残堀川の木の件なんですけれども、こちらについてはもう既に道路課等に話はされたんでしょうか。

係長 お答えさせていただきます。

旧残堀川のところにございます雑木につきまして、申請者のほうからお話がありましたので、どこが管理しているか確認をさせていただきました。道路課のほうで管理をしているということが確認が取れましたので、担当者のほうにお話をしましたところ、現場での声で、私のほうで道路課の担当者のほうにお話をしたんですが、細かい点についてうまく伝わる状況ではないと思いましたので、ちょうど申請者の方が市役所のほうに来られるということがありましたので、そのタイミングを見計らって、道路課の担当者のほうに詳細についてお話ししていただくようお願いをしまして、申請者の方につきましては、その際、話をさせていただきましたので、状況については、担当者レベルのほうできっちり話がついているものと考えております。

管理につきましては、道路課のほうで、今現在、契約のことなどもありますので、すぐというわけではないようなんですけれども、状況については説明を受けているものと認識しております。

以上です。

議長 ありがとうございました。ただいま全て説明等は終わりましたので、何か御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

… … 質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第 3 号のうち、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、署名することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

… … 全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、当該委員をお願いします。

それでは、議案第 3 号の 2 以降について、事務局より説明をお願いいたします。なお、今回 3 番と 4 番は相続時点の関係から 2 つに分けておりますが、調査は合わせて行いました。よろしくをお願いします。

局長 議案第 3 号の続き、農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、鈴木会長、鴻池委員、岡部委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告申し上げます。

議案第 3 号の 2、上砂町 2 丁目の 2 筆及び 4 丁目の 3 筆になります。

略図 2－1 を御覧いただきたいと思います。略図 2－1 は、砂川二番の西、五日市街道の北に広がる農地で、一部タマネギや梅を生産しており、残りの部分は春の作付に向けて耕うんをされておりました。剪定枝が畑の隅に残っておりまして、片づけるよう、委員から指導がございました。境界は全て確認できました。

略図 2－2 を御覧いただきたいと思います。略図 2－2 は、砂川二番の西、五日市街道を南に広がる農地で、春の作付に向けて耕うんされておりました。南北の道路沿いに境の木や桜が植わっていましたが、やや大きく育ち過ぎていたり、幹からキノコが生えていたりと管理不十分な部分があったため、委員から指導がございました。境界は全て確認できたものでございま

す。

議案第 3 号の 3、上砂町 3 丁目の 1 筆になります。

略図 3 を御覧いただきたいと思います。略図 3、左の畑、第五中学校の南側で、国営公園北通りの南に広がる農地で、サルスベリなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できたものでございます。

議案第 3 号の 4、上砂町 3 丁目の 6 筆及び 5 丁目の 2 筆になります。

略図 3 を御覧ください。略図 3 の右側の畑、国営公園北通りの南に広がる農地で、コニファーやシラカシなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好でございました。

略図 4－1 を御覧ください。略図 4－1 は第五中学校の東、五日市街道の南に広がる農地で、コニファーなどの植木の生産がされており、肥培管理はおおむね良好でございました。一番北の農地に使い古された資材が残っておりまして、委員から処分するよう指導がございました。境界は確認できたものでございます。

略図 4－2 を御覧ください。略図 4－2 は、武蔵砂川駅の北に広がる農地で、シラカシやカクレミノなどの植木生産をされておりまして。肥培管理は良好でしたが、こちらにも資材や剪定枝などが残置されておりまして、委員より処分するよう指導がございました。境界は確認できたものでございます。

議案第 3 号の 5、西砂町 6 丁目の 2 筆となります。

略図 5 を御覧ください。略図 5 は、第七中学校の東に広がる農地で、お茶の生産を中心に、一部自家消費用の野菜も生産されておりまして。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第 3 号の説明については以上でございます。

議長 ありがとうございます。議案第 3 号の 2 以降については、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、まず初めに、番号の 2 番をお願いしたいと思います。

まず初めに、鴻池委員、お願いします。

10番 略図2-1、2ともに肥培管理は良好です。主に幼稚園の学校給食といいますか、それに向けて、年間作付をしております。近くでいつも見ております。ただ、略図2-1の右側の真ん中辺ですか、植木がちょっと密集しているところがありまして、植木、生産物なのか何なのか、ちょっと見分けがつかないところがありましたので、剪定するように指導をいたしました。

それから、2-2の南のところ、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、桜の木とかが大分大きくなっておりまして、そこも剪定するように指導いたしました。それ以外はおおむね良好です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 この畑は幼稚園児の体験にも利用されているということで、管理もよくて、ぜひ子供たちにいい体験をさせたいなと思いました。

2-2のところで、今桜の木とアーモンドが植えてあるんですけれども、今、鴻池委員さんがおっしゃって、剪定の話が出ましたけれども、もう既に根が地上に出ているような状態で、かなりもう古くなっていて、剪定の段階ではないような感じがいたしました。それで危ないので、これは切り倒したほうがいいのではないかなというような指導もあったんですけれども、植木の場合は、素人だとちょっと何十年とかって分からないですよ。それと、この方はつい最近植木屋さんに切ってもらったばかりだというふうにおっしゃっていましたので、どの辺まで許容できるのかちょっと分かりませんが、もし危ないのであれば、切る必要があると思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 畑としている部分はきれいに肥培管理されていまして。ほかの委員さんからもあったとおり、2-2のほうの畑の南側の

ところの桜の木なんですけれども、植木屋さんではないので、成木がああいう状態であるのは、剪定されていてもどういう扱いになるんだろうというところはありまして、そのの近くに一緒にアーモンドが植えてあったと、アーモンドは本当に桜の木とすごくよく似ている木の見た目だったんですけれども、それはアーモンドの実を取るようなために植えたということでございますので、その点は問題ないと思うんですけれども、桜の木が日陰を取るというところでもなさそうでしたので、当日、ほかの委員の方より桜を切る方向での御指導がありまして、御本人もそっちの方向で検討したいとおっしゃっていたんですけれども、このところ、どう判断されたのかなというところではございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、次に3番と4番です。

まずこちらを初めに、鴻池委員、お願いします。

- 10番 略図の3、4-1、4-2とも調査する箇所が5か所ありまして、本人植木屋さん、全て畑の状態は同じようにとてもきれいに管理されておりました。ただ、事務局からもお話がありました、御報告があったとおり、資材がところどころに置いてあるとか、剪定したものが置いてあるとか、そういったものがありましたので、その辺の指導を行ったところでございます。肥培管理は良好だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 8番 今、鴻池委員さんがおっしゃったとおりです。農地が飛んでいまして、大変広いところですので、管理が大変だと思います。剪定枝が散らばっていたのを片づけの指導がありましたけれども、中に雪が降ったときに倒れた木が何本かありまして、なかなかそこまでは手が回らないと、剪定の片づけが済んだ後で、そっちに回ろうという話でした。木の種類が比較的、今は

やりめの若い、種類で、たくさん教わったんです。ゴールドライダーとか、フェイジョアとか、それからヤマボウシであるとか、大体今はやりめというか、やっぱり樹木もそれぞれ流行があるんだなと思いますけれども、新しい種類に取り組んでおられるのが分かりました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番 資材が散らばっていたというか、もうほぼ埋まっているような状態になっているものもありましたので、長期間放置といいますか、置いてある状態だったのは御指摘のとおりでございました。かなり広い農地の中で、今、実際にお仕事されている方が御本人を含めて3人ということでしたので、ちょっと手が足りていないというところがあったようです。

横幕委員からございましたとおり、この現地調査の1週間前に東京で雪が降ったんですけれども、雪が降る前に、根を切って出荷予定にしていた植木、大きな植木なんかが雪でやられて倒れてしまって、もう売り物にならなくなっちゃったというようなお話もあって、非常に御苦勞があったというところでございました。

また、みの一れなんかでフェイジョアとかが売られていたと思うんですけれども、それが今は農家じゃなくて、普通の家庭で庭木として、最近はそういうのが人気があるんだよなんていうお話もありまして、全国にいろいろな需要に応じて出荷されているということをお聞きできましたので、肥培管理だとか、生産、出荷というところでは問題ないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番を岡部委員、お願いします。

- 1 7 番 農地全体のほんの一部が家庭菜園用でありましたけれども、そのほかは全て緑茶の生産ということで、また肥培管理、それから収穫まで一貫して機械でやっております、大変きれいな

畑でありました。全く問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 特に問題ないきれいな畑だったと思います。いち早く G A P を取得したということが御自慢のようでした。

議長 ありがとうございました。

岩崎委員、お願いします。

1 1 番 肥培管理が非常に良好で、問題なくやられているというところでした。今、お茶は普通のお茶では買ってもらえないから、全部ペットボトルのお茶の加工用にしかなかなか出荷先がないんだよなんていうお話もされており、御苦労がかいま見えました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

私から全体にちょっと簡単に説明します。

2 番の方は、先ほどもう委員さんから言われたとおり、指導していただきまして、まず大きな桜については切っていただけるということではあったので、こちらについては問題はないのかなと思います。

あと 3 番と 4 番の方は、この方は非常に広大な面積で経営されておりますので、ちょうど今、植木屋さんは非常に忙しい時期でございますので、この時期が過ぎれば、片づけていただけると思います。

あと 5 番については、もう見てすごくきれいなので、ほとんど見るようなところもないぐらいなところで、問題はないかと思えます。

以上です。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたら、お願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問はないと認めて採決に移ります。

議案第 3 号、引き続き農園経営を行っている旨の証明につい

て、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

 それでは、その他、事務局、何かございますか。

局長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は3月25日月曜日2時ということで、205会議室で開催となります。本日も慎重審議をいただきましてありがとうございました。

午後4時35分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員